

高知県立ふくし交流プラザ管理要綱

1. 趣旨

この要綱は、「高知県立ふくし交流プラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）の規定に基づき、プラザの管理に関し必要な事項を定める。

2. 利用の許可申請

- (1) プラザの許可施設（以下「施設」という。）の利用許可を受ける場合は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、別紙第 1 号様式の利用許可申請書を提出しなければならない。
- (2) 利用の許可申請は、利用日の 6 か月前（営利を目的とした利用、または、営利を目的とする法人その他の団体が利用する場合（規則に定められた社会福祉に関する事業を行う場合を除く。）は 3 か月前）から受け付ける。ただし、規則第 17 条に定められた社会福祉に関する事業、または公益的な事業で、円滑な実施に会場の確保が相当前に必要と考えられる場合には、1 年前を限度に受け付ける。

3. 利用の変更許可申請

施設の利用許可を受けた後、利用の変更をする場合は、県社協に対し、別紙第 2 号様式の利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、変更の理由が簡易な場合は、口頭により申請することができる。

4. 利用許可書の交付等

- (1) 県社協は、利用の許可申請に対し、許可をする場合は、別紙第 3 号様式の利用許可書を交付する。
- (2) 県社協は、利用変更許可申請に対し、許可をする場合は、別紙第 4 号様式の利用変更許可書を交付する。ただし、口頭での利用変更許可申請の場合は、省略することができる。
- (3) 県社協は、利用の許可、または利用の変更の許可をしない場合は、その旨を通知する。

5. 利用料金

施設の利用料金は、別に定める。

6. 利用料金の納付期限

- (1) 利用料金は、利用者が利用許可書、または利用変更許可書を受け取った日から起算して 7 日目の日、または利用日の前日のいずれか早い日までに納付しなければならない。ただし、許可書を受け取った日が利用日の場合、または、納付期限までの納付が困難であると認められる理由があり、かつ利用料の納付が確実にされると認められる場合は、利用日までの納付を認める。
- (2) 公共団体の利用で、申請者が当該団体の代表者かそれに類する者であり、かつ、期限までの納付が団体の事務処理上困難な場合、またはプラザの入居団体が利用する場合は、利用日以降の納付を認める。

7. 利用料金の還付

- (1) 県社協が既に収入として収受した利用料金を還付する場合は、次のとおりとする。
 - ① 管理上の理由等県社協の都合で利用許可、または利用変更許可を取り消す場合

- ② 災害その他の不可抗力により施設を利用できなくなった場合
- (2) (1)に該当し、利用料金の還付を受けようとする者は、県社協に別紙第5号様式の利用料金還付請求書を提出しなければならない。
- (3) 県社協は、(2)の請求に基づき利用料金の還付を決定した場合、**請求者に別紙第6号様式の利用料金還付決定通知書を交付する**。また、還付をしない場合はその旨を請求者に通知する。

8. 利用の制限

施設の利用を許可しないことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 著しい騒音の発生等によりプラザの管理上支障が生じるおそれがある場合。
- (2) 利用目的が飲食物その他の物品の販売である場合。
- (3) 利用目的が飲酒を伴う場合。
- (4) 3日を超える連続利用の場合。
- (5) 17時以降の施設の利用で下記のいずれかに該当する場合。
 - ① 利用日の前日から起算して7日前を切った申請の場合。
 - ② 営利を目的として、または営利を目的とする法人その他の団体が利用する場合。
- (6) 利用者の車両が駐車場の収容台数を大幅に超え、近隣への影響があると予想される場合。
- (7) 利用者が過去に条例、規則又は利用許可条件に違反し、再三注意を受けながら改善されなかった場合。
- (8) その他利用目的がプラザの設置目的等に反する場合。

9. 遵守事項

- (1) 次の事項について、利用者は県社協に申し出を行い、許可を受けなければならない。なお、事前の申し出を原則とする。
 - ① 白板等各施設の付属設備、備品等の移動。
 - ② 火気、水類の使用。(調理実習室、介護研修室を除く。)
 - ③ 多目的ホールの移動式観覧席、図書研究室、高齢者能力開発室(パソコン利用時)を除く各施設内での飲食。
 - ④ 看板、ポスター等広告物の掲示、配布。
 - ⑤ 飲食物その他の物品の陳列または販売。
- (2) 利用者は、施設の机、椅子他備品を移動した場合、利用終了時に元の状態に回復しなければならない。ただし、多目的ホールはこの限りでない。

10. 禁止事項

次に該当する行為は、禁止する。

- (1) 喫煙コーナー以外での喫煙。
- (2) 多目的ホールでの定員以上の入場、通路での観覧。(立見)
- (3) 館内への酒類の持ち込み。
- (4) 多目的ホールの移動式観覧席、図書研究室、高齢者能力開発室(パソコン利用時)での飲食。

11. その他

この要綱に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、県社協が知事と協議のうえ定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。